

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 青木 義雄

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

会計課、議会事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局

2 監査の範囲

平成30年4月（一部平成29年4月）から平成31年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

中村 研二

清水 芳将

4 監査の実施期間

平成31年4月2日から令和元年6月18日まで

5 監査の結果に基づき措置を講じた内容

農業委員会事務局

(1) 収入事務

ア	指摘事項	農地現況確認証明手数料について、会計事務規則に定められた期間を超えて金融機関へ払い込まれているものがあつた。
	措置状況	今後は期間内に払い込みます。